

2021年3月18日  
 有限責任 あずさ監査法人  
 会計プラクティス部

**企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）**  
**「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント**

当監査法人 会計プラクティス部は、2021年1月18日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

**質問1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）**

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

以下に記載の点を除き、同意する。

**1. 本公開草案第24-2項が想定する「市場」について**

上場していないオープンエンドの公募投資信託は、相対市場において、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく基準価額で解約等が行われる実務がある。かかる基準価額は、本公開草案第24-2項における基準価額に相当するのか、それとも企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）第5項の「市場における取引価格」に相当するのか明らかでなく、結論の背景等での明確化が望まれる。

（理由等）

本公開草案第49-2項では「市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託」とされており、市場として取引所等を想定して「市場における取引価格」という用語が用いられ、上場していないオープン

エンドの公募投資信託の解約等で用いられている基準価額は「市場における取引価格」には該当しないように考えられる。

一方で、時価算定会計基準第 5 項及び第 37 項に基づくと、相対市場も市場の定義を満たすこと及び解約等も取引の一種であることを勘案すると、上記の基準価額は「市場における取引価格」に該当するのではないかと考えられる。

そのため、本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」が何を指すのか明確化が望まれる。

## 2. 本公開草案第 24-3 項が適用される条件について

「基準価額を時価とみなすことができる場合」として投資信託の財務諸表が IFRS 第 13 号、米国基準 Topic820、もしくはこれらに準ずる時価の算定基準に基づき作成されていることに言及する条件が設けられているが、財務諸表作成上の基準に着目するのではなく、投資信託財産を時価算定会計基準またはこれと同等の基準で時価評価した一口あたり時価純資産として基準価額を算定していることを条件とすべきである。

(理由等)

本公開草案第 24-3 項の(1)(2)は、投資信託財産ではなく財務諸表の作成基準に着目した記載となっている。このとき、例えば投資信託財産に貸出金が含まれており投資信託の財務諸表が IFRS®基準に従い作成されている場合、貸出金が財務諸表上償却原価で測定されていても上記(1)を満たすことになる。基準価額の算定にあたり、組入資産の評価は原則として時価により行うこととされていることから、当該貸出金は基準価額算定に当たり IFRS 第 13 号に従って時価評価されている必要があると考えられる。

よって、本公開草案第 24-3 項が適用されるための条件として、財務諸表作成上の基準ではなく、以下 2 点を明示すべきと考えられる。

- ① 基準価額が一口あたり時価純資産に基づき算定されていること
- ② 当該時価純資産の算定（投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価）は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Accounting Standards Codification の Topic 820 「公正価値測定」若しくはそれらと概ね同等と判断される評価基準が用いられていること

## 3. 本公開草案第 24-6 項のまた書きの文末表現について

本公開草案第 24-6 項また書きには、第 24-3 項に基づき基準価額を時価とみなす場合同項 (1) ～ (3) の要件を満たすことにより第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると「判断することができる」としているが、ここは「みなすこととする」とする方が適切である。

(理由等)

本公開草案第 24-3 項はみなし規定であり、これはフローチャートにも明記がある通り「時価算定会計基準に従った取扱い」とは一線を画すものである。よって、そのよう

な取扱いの対象とした時価につき、第三者から入手した相場価格の利用に関して述べる本公開草案第 24-6 項また書きにおいても、みなし規定としての整合した記載にすべきである。

#### 質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

同意する。

#### 質問 3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

以下に記載の点を除き、同意する。

##### 1. 解約等に関する重要な制限の判断基準について

投資信託財産が金融商品である投資信託については「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」とまでは言えないケースの例示が本公開草案第 24-4 項に示されているが、投資信託財産が不動産である投資信託に

ついてこれに対応する例示がない。例示の掲載についての対応に違いを設けた理由を、結論の背景に明示すべきである。

(理由等)

例示を掲載しない理由等につき何の言及もない場合、投資信託財産が不動産である投資信託については、本公開草案第 24-4 項に該当する場合であっても解約等に重要な制限があると解されかねない。解約等に関して重要な制限があるか否かの判断基準は、投資信託財産が金融資産であっても不動産であっても本来変わらないと考えられることから、例示を掲載しない理由等につき結論の背景において明示すべきと考える。

## 2. 基準価額の算定日と決算日が乖離する場合の取扱いについて

投資信託財産が不動産である投資信託について、基準価額の算定日と決算日が乖離する場合の取扱いやその理由等について結論の背景に明記すべきである。

(理由等)

投資信託財産が不動産である投資信託については、国内・海外を問わず基準価額の算定日と決算日が著しく乖離する場合も想定されるが、当該乖離を時価の算定上どのように取り扱うかに関する定めが明記されておらず、また、当該乖離に関する注記の定めもないことから基準設定に至った背景の理解が困難である。

時価の算定日と基準価額の算定日とに相当程度の乖離がある場合も基準価額を時価とみなす意図についてその理由等を結論の背景において明示すべきと考える。

### 質問 4 (投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-9項）を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

以下に記載の点を除き、同意する。

### 1. 基準価額を時価とみなす場合の注記事項の十分性について

本公開草案第 24-11 項で提案されている注記事項では、財務諸表利用者の判断に当たって情報が不十分である可能性も考えられる。注記事項の十分性については適用後レビューの実施を含めた継続的な検討が望まれる。

(理由等)

投資信託財産が不動産である投資信託が財務諸表全体にとって重要性が高い場合、投資信託財産である不動産の評価基準及び当該投資信託の基準価額の算定日は、財務諸表利用者の理解に当たっての重要な情報と考えられる。ここで、特殊な評価基準が用いられている場合や、基準価額の算定日が決算日から大きく乖離している場合であっても、その旨の開示なしに基準価額が時価として使用されることには、かえって財務情報の有用性が損なわれるおそれがある。

本公開草案の最終基準化後も、財務諸表利用者等からの意見の収集を通じて、財務諸表利用者の判断に資する情報開示の追加の必要性について継続的に検討することが望まれる。

#### 質問5（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問）

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

以下に記載の点を除き、同意する。

##### 1. 注記を要しないとする取扱いについて

本公開草案第24-15項の規定は暫定的な取扱いとし、組合等への出資の会計処理が整理された時点で見直す旨明記すべきである。併せて、現在金融商品会計についても見直しが検討されていることから、その一環として、もしくは別途プロジェクトを立ち上げることにより、早急に組合等への出資の会計処理の検討に着手されることを要請したい。

#### 質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

同意する。

質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

特になし。

以 上